市報第13号

抗原検査キットの取得についての専決処分報告

抗原検査キットの取得については、特に緊急を要するため議会を 招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法 第179条第1項の規定を適用し、令和4年7月20日市長において次 のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和4年9月6日提出

横浜市長 山 中 竹 春

新型コロナウイルス感染症への対応のため、次のように抗原検査 キットを買い入れる。

物件の表示

件	名	内	容	数	量	単	価	金	額
抗原検査	Σキット	抗原検査キッ スト用)	ト(10テ	7	1, 300		円 5, 500	392, 1	円 50, 000

参考

地方自治法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の20の2第4項の規定による第 252 条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)